

お客さま各位

令和2年3月

民法改正を踏まえた各種預金等規定の改定および電子化対応のお知らせ

平素は、但陽信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年4月1日から施行される「民法の一部を改正する法律」を踏まえ、各種預金等規定を改定いたします。

また、本改定にあわせ紙資源節約による「環境への配慮」なども含め、下記の各種規定の電子化を行います。電子化に伴い、当金庫ホームページにて閲覧いただけるようになることから、窓口で書面によるこれら規定の配布、郵送を終了させていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 令和2年4月1日

2. 主な改定内容

(1) 預金規定

① 成年後見人等の届出

成年後見人等に関する届出事項を追加します。

改定前	改定後
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。</u>

② 通知等

通知等に関する条項を追加します。

改定前	改定後
〈新設〉	<u>(通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付文書を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>

③ 規定の変更

規定の各条項等を変更する場合の方法および適用時期に関する条項を追加します。

改定前	改定後
〈新設〉	<p><u>(規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

(2) 定期預金規定

① 利息

定期預金の満期前解約が制限されていることを明確化します。

改定前	改定後
(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期前に解約する場合</u> および (以下省略)	(3) <u>この預金を第〇条第〇項により満期前に解約する場合</u> および (以下省略)

② 預金の解約、書替継続

上記と同様、満期前解約の制限を明確化します。

改定前	改定後
(1) この預金を解約または書替継続するときは、 (以下省略)	<u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。</u>
(2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、 (以下省略)	(2) この預金を解約または書替継続するときは、 (以下省略)
(3) 前2項の解約または書替継続の手續きに加え、 (以下省略)	(3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、 (以下省略)
(4) 次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、 (以下省略)	(4) 前2項の解約または書替継続の手續きに加え、 (以下省略)
	(5) 次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、 (以下省略)

(3) 貸金庫・保護箱規定

① 印章、貸金庫ご利用カード、鍵等の喪失時の取扱い

保証人を徴求しないこととします。

改定前	改定後
(1) 印章、貸金庫ご利用カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。 <u>この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u>	(1) 印章、貸金庫ご利用カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。

② 保証人

上記と同様、保証人を徴求しないこととします。

改定前	改定後
保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。	〈削除〉

③ 規定の変更

規定の各条項等を変更する場合の方法および適用時期に関する条項を追加します。

改定前	改定後
〈新設〉	<p><u>(規定の変更)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

3. 電子化の対象となる主な規定

当座勘定規定	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	変動金利定期預金規定
貯蓄預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
通知預金規定	定期積金規定
納税準備預金規定	休眠預金等活用法に係る預金等規定
総合口座取引（無利息型普通預金を含む）規定	キャッシュカード規定
期日指定定期預金規定	デビットカード取引規定

自動継続期日指定定期預金規定	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	法人カード規定
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	振込規定
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	貸金庫規定

以上